

議案第 87 号指定管理者の指定について（名護市陸上競技場・21 世紀の森体育館・名護市真喜屋運動広場）に関する附帯決議

地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月）に伴い、指定管理者制度が導入施行された。公の施設の管理運営に法人その他の団体の能力を活用し、多様化する住民ニーズへの、より効果的、効率的な対応に寄与し、住民サービスの向上を図るとともに、併せて経費の節減等を図ることを目的とするものである。

施行当初は、公の施設の管理運営に関する制度の指針が定まっておらず、不安定な運営形態であったが、平成 19 年に策定した「名護市指定管理者制度の指針」で指定管理者制度導入に係る基本的な考え方、指定管理者の公募等、選定方法、運用基準、外郭団体への対応、指定期間満了に伴う手続きに関する事項や指定の取り消し等に関する事項等々の整理がされた。

しかし、その指針も時代のニーズや諸課題により一部を改定すべき事項が出てきている。指定管理者制度の運用は、常に指針に定めた事項を遵守し、公平公正に運用されなければならない。ゆえに指定管理者制度に係る指針の改定等に当たっては、適正・的確な手だてをもって臨まなければならない。

また、行政当局は当該指定管理者制度により選定された指定管理者を、指導監督すべき責任を十分に果たす機能を維持することが求められる。

以上のことから、下記の意見を付す。

記

- 1 名護市指定管理者制度の指針のさらなる見直しとして
 - (1) 提出された申請書等及び審査結果を公開に付すこと。
 - (2) 当該施設所管課を事務局とし、会議等の議事録作成を行うこと。
 - (3) 指定管理期間満了に伴う受託者への通知等のあり方の見直しを行うこと。
 - (4) その他見直すべき事項の検討を行うこと。
- 2 名護市公の施設の管理に関する基本条例及び同施行規則の見直しを図ること。
- 3 指定管理者の管理・運営状況の把握と適切な指導体制の構築を図ること。

以上、決議する。

令和 2 年 2 月 17 日

沖縄県名護市議会

宛先 名護市長